



お問い合わせは

役 場 ☎388-1111 中央公民館 ☎388-3231
 FAX387-5816 (町体育協会事務局)
 福祉健康センター ☎388-7171 教育文化課 学校教育担当 ☎388-3926
 福祉会館 ☎387-1121 松枝公民館 ☎387-0156
 児童館 ☎388-0811 総合会館 ☎387-8432
 子育て支援センター ☎387-0561 歴史民俗資料館 ☎388-0161
 ふらっと笠松 ☎388-2355

お願い お知らせ 募集

お知らせ

弁護士による 法律相談・悩みごと相談窓口 の開設

総務課

平成27年4月から、現在の悩みごと相談員による「悩みごと相談」に代えて、弁護士による「法律相談・悩みごと相談」を実施します。家庭内や近隣のことでお悩みの方は、ぜひご利用ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

～法律相談・悩みごと相談の実施内容～

【実施日】毎月第1・3水曜日

ただし、第1・3水曜日が祝日の場合は、前週または翌週となります。

【時間】午後1時～3時

【場所】福祉会館 1階

【受付】事前予約などは必要ありませんので、直接福祉会館へお出かけください。

【問合せ先】総務課

お知らせ

使用済み食用油の回収

環境経済課

ご家庭で使用済みの食用油の回収をボランティア団体のご協力で行いますので、ご利用ください。

【日時】3月16日(月)

午前9時30分～11時30分

【場所】中央公民館、松枝公民館、下羽栗会館

(役場での回収は行いませんのでご注意ください)

※新聞紙、牛乳パック、ダンボール、アルミ缶も同時に回収します。

【問合せ先】環境経済課

お知らせ

不妊症診断検査費・特定不妊治療費 の一部助成

福祉健康課

医療保険が適応されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療(体外受精・顕微授精)の費用や検査費用の一部を助成しています。

今年度(3月31日まで)に検査・治療を終了された方は、3月31日(火)までに申請してください。

	不妊症診断検査	特定不妊治療
対象者	法律上の婚姻をしている夫婦で、夫婦のいずれかまたは両方が笠松町に住所を有する方	
所得制限	なし	前年(1月から5月までは前々年)の夫婦の所得合計額が730万円未満
対象となる検査・治療	不妊症診断のための検査	体外受精または顕微授精
助成の額	検査に要した費用のうち、初診・再診料を除いた金額(ただし上限3万円)	治療ステージA、B、D、Eは上限10万円 治療ステージC、Fは上限5万円
助成の回数	1回	【平成25年度以前に助成を受けたことがある方】 1年度(4月1日から翌年3月31日)に2回まで、通算5年間助成(ただし、通算10回を超えることはできない) 【今年度初めて助成を受ける方】 ①40歳未満の方は通算6回まで(助成期間は制限なし) ②40歳以上の方は1年度目3回、2年度目2回まで ※年齢は、初めて助成を受ける際の治療開始日における妻の年齢
医療機関	指定なし	岐阜県の指定する医療機関

【申請・問合せ先】福祉健康課

3月第2木曜日(3月12日)は 「世界腎臓デー」です

慢性腎臓病(CKD)は新たな「国民病」です。生活習慣を見直して予防しましょう。

社会医療法人 蘇西厚生会



松波総合病院

まつなみ健康増進クリニック

岐阜県羽島郡笠松町田代185番地の1
☎(058)388-0111(代)

岐阜みなみ法律事務所

相続・遺言・離婚・借金・交通事故
などお気軽に何でもご相談下さい。

岐阜みなみ法律事務所 検索

弁護士 鈴木亨(岐阜県弁護士会所属)

岐南町八剣北4-111 奥田ビル3階 TEL (058)214-2468
(相談料:30分3,000円)(岐阜信用金庫岐南支店のビルの中です)